

渡島檜山森林計画区の計画(案)のあらまし (第四次地域管理経営計画)

計画期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日



駒ヶ岳と大沼

【お問い合わせ先】

北海道森林管理局計画部計画課

住所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
TEL: 011-622-5241 FAX: 011-614-2652

檜山森林管理署

住所 〒043-1112 檜山郡厚沢部町緑町162-28
TEL: 0139-64-3201 FAX: 0139-67-2749

渡島森林管理署

住所 〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13
TEL: 0137-63-2141 FAX: 0137-62-2961

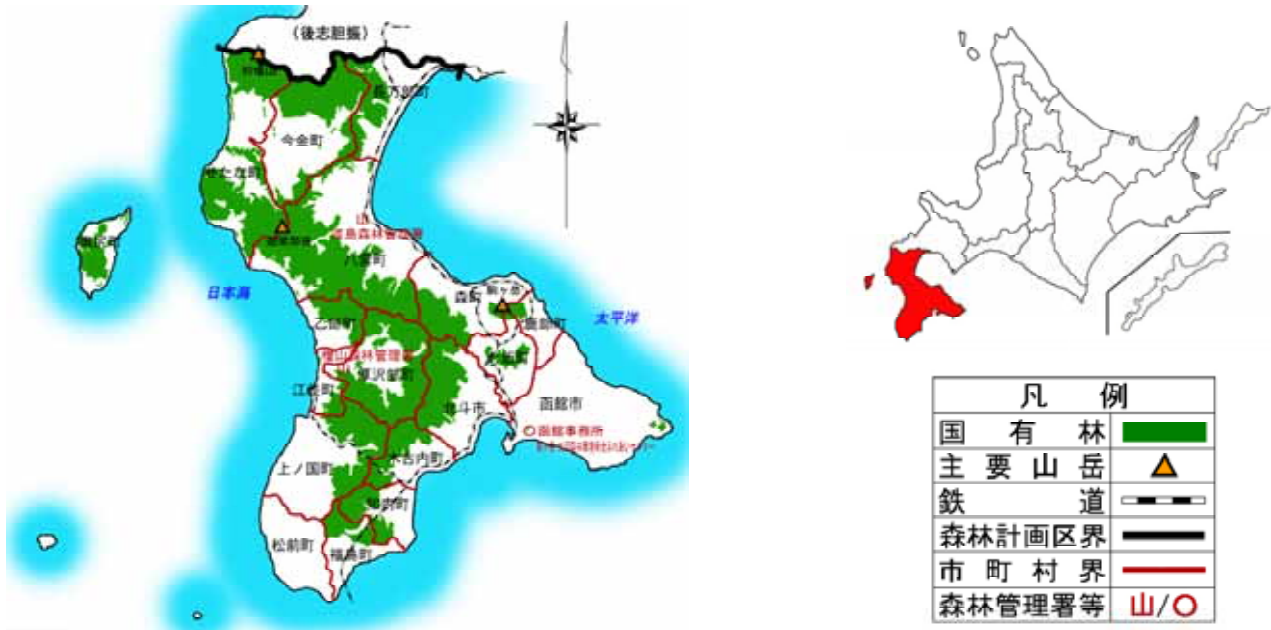


国民の森林・国有林

注:本資料は計画書(案)本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。

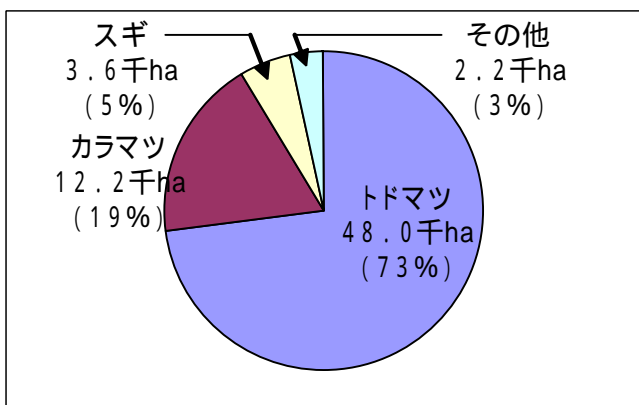
渡島檜山森林計画区の概要

渡島檜山森林計画区の国有林の管理経営は、檜山森林管理署及び渡島森林管理署が行っています。本計画区の国有林野は、函館市、北斗市、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町及びせたな町の2市15町に広がっており、面積は約25万8千ha（流域総土地面積の39%、流域森林面積の49%）となっています。

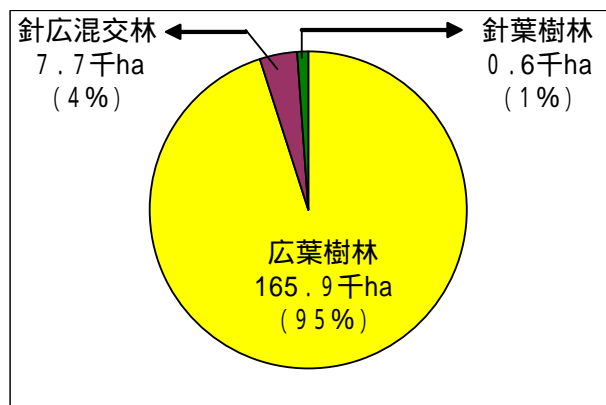


本計画区の国有林野の現況は、育成林が7万3千ha（育成単層林6万6千ha、育成複層林7千ha）、天然生林が17万haとなっています。ヒバ・トドマツ・ブナ・カンバ類・ミズナラ等が混交する天然生林が国有林野の約7割を占めており、このうち広葉樹林が95%を占めています。育成林のうち、人工林の樹種別面積は、トドマツ48.0千ha（72.8%）、カラマツ12.2千ha（18.5%）、スギ3.6千ha（5.4%）、その他2.2千ha（3.3%）となっています。

【人工林の樹種別】



【天然生林の林相別面積】



地域管理経営計画の概要

1 基本的な考え方

森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の観点から期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化してきています。

本計画では、こうした国民の要請と期待の下で、本計画区における課題等を踏まえ、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給し、

国有林野の活用により地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、

国土の保全、水源かん養等安全で快適な生活の確保を重視する「水土保全林」
貴重な自然環境の保全や国民と自然とのふれあいの場としての利用を重視する「森林と人との共生林」

木材の持続的な生産を重視する「資源の循環利用林」

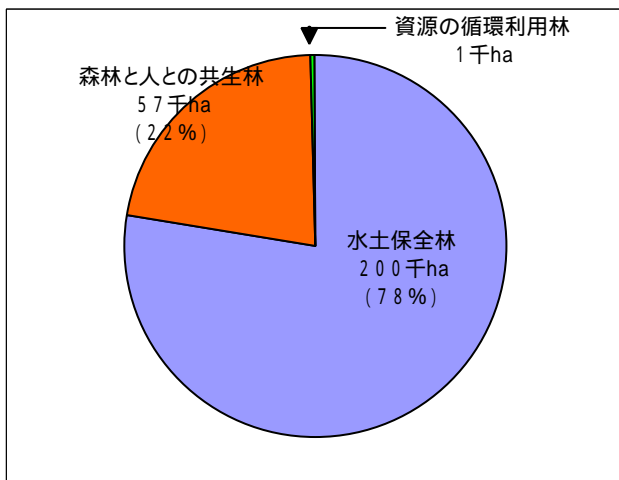
の3つに区分し、それぞれの目的に応じて、「国民の森林」として、持続可能な森林の管理経営に取り組んでいくこととしています。

2 重視される機能に応じた管理経営の推進

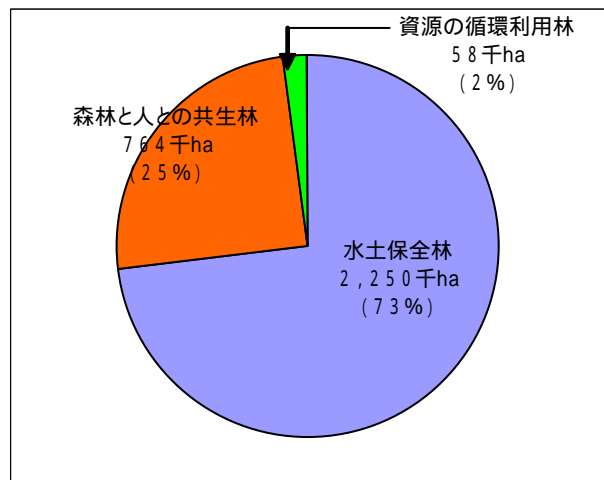
本計画区では、「水土保全林」が約20万ha（計画区内の国有林野全体の78%）、
「森林と人との共生林」が約5万7千ha（同22%）、「資源の循環利用林」が約1千ha

【機能類型別面積】

【渡島檜山計画区】



【北海道国有林】



(1) 水土保持林

水土保持林は、その目的によって「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に細分しています。

「国土保全タイプ」の森林は、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的として森林施業を行うとともに、必要に応じて治山施設を整備します。また、「水源かん養タイプ」の森林は、湧水や洪水の緩和等を目的として森林施業を行います。



(2) 森林と人との共生林

恵山の治山工事

「森林と人との共生林」は、その目的によって「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に細分しています。代表的な森林として、保護林（18箇所）とレクリエーションの森（18箇所）があります。

「自然維持タイプ」の森林は、特に森林生態系における生物の多様性を図る観点から、良好な自然環境にある森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林を対象とし、原則として自然の推移に委ねることとしています。また、「森林空間利用タイプ」の森林は、国民の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただくため、その利用形態に応じて森林施業や施設の整備を行います。

(3) 資源の循環利用林

「資源の循環利用林」では、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的としており、木材の生産目標に応じて森林施業を行います。

3 持続可能な森林経営の実施方向

森林からの恩恵を現世代のみならず次世代へ伝えるため、持続可能な森林経営を進めていく観点から、次のような施策を実施します。

貴重な野生生物が生息・生育する森林について、その生息・生育環境に配慮した森林施業を推進するなど多様で健全な森林の整備・保全を推進します。

森林生態系としての生産力を維持していくため、適切な伐採と確実な更新に努め、健全な森林の整備を目標とします。

森林病虫害や山火事等による森林の劣化を防ぐため、適切な森林の保全対策を講じるとともに、被害を受けたの早期復旧を図ります。

降雨等に伴う土壌の浸食等から森林を



間伐を実行した育成単層林

守り、森林が育む水源のかん養機能を確保するため、適切な森林施業を実施します。

二酸化炭素の吸収源となる森林を確保するため育成林の間伐等の森林の整備を推進するとともに、天然生林の適切な保全を図るほか、木材の利用を促進します。

森林の持っている社会・経済的便益を発揮するため、森林レクリエーションの場を提供するとともに、文化・社会・精神的なニーズと価値を有する森林の保全を図ります。

「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、森林計画制度(別紙参照)の適切な運用に努めます。



レクリエーションの森
「美利河スキー場」

4 流域管理システムの推進

民有林と国有林、上流と下流が一体となって、地域の森林、林業・木材産業の振興を図る取組を進める流域管理システムの一層推進を図る観点から、「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」に基づき、道、市町村、林業・木材産業関係団体等との連携のもとで、計画的な木材供給の推進、林業技術の普及・啓発、下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等の取組を行っています。



低コスト・高効率作業路作設
に係る現地検討会

「北の木の文化を支える森づくりの推進」(檜山森林管理署)

民有林と国有林が連携して、檜山地方の地名の由来となったヒバを活かした地域活動とヒバ資源の造成のために、地域住民等の参加を得て、保護林等の観察会、育樹活動等に取り組むとともに、ヒバが上・中・下層に均等に配置された林分に誘導する保育技術を確立するための技術開発に取り組めます。

「台風森林被害地再生の森づくり」(渡島森林管理署)

平成16年の台風18号により風倒被害を受けたカリマ国有林の再生を進めるため、北海道ガス株式会社函館支店、函館大学付属有斗高等学校、函館大学付属柏稜高等学校、NPO法人北海道グリーンビジネスの5団体と森林整備等の活動に関する協定を締結し、森林の整備を進めていくとともに、森林環境教育を実施していきます。

5 主要事業の考え方と事業量

本計画区における、伐採、人工造林等の更新、下刈等の保育、適切な森林施業及び管理に必要な林道の開設等の各事業量は以下のとおりです。

伐採量

森林吸収源対策を推進するため、人工林の間伐に努めるとともに、人工林の複層林化を進めます。また、高性能林業機械による低コスト・高効率の作業システムの普及に努めます。

区 分	主 伐	間 伐	合 計
材 積	1 7 1, 9 6 0 m ³	6 1 0, 3 8 2 m ³ (1 8, 4 9 9 ha)	7 8 2, 3 4 2 m ³

更新量

機能類型ごとの森林整備の目標、当該地の自然的条件及び林業技術体系等を総合的に勘案して、適切な更新作業を実施します。

区 分	人工造林	天然更新	合 計
面 積	8 0 8 h a	1 8 1 h a	9 8 9 h a

保育量

育成複層林等の多様な森林の確実な成林を期すとともに、森林吸収源対策を推進するため、現地の実態に応じて実施します。

区 分	下 刈	つる切り・除伐	合 計
面 積	1 0, 1 2 0 h a	2 3 2 h a	1 0, 3 5 2 h a

林道事業量

効率的な森林施業の実施や森林の保全巡視等の適切な管理経営に資するよう、現地の状況にあった整備に努めます。

区 分	開 設	改 良
(箇所数等)	(2 4 路線)	(2 7 箇所)
延 長	8 1 . 3 k m	1 . 7 k m

6 国有林野の維持と保存

(1) 森林の保全巡視等

森林の保全巡視に当たっては、野生生物の生息・生育状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況等を把握するとともに、境界の巡視と境界標の確認等を計画的に行うなど、適切な国有林野の保全管理に努めていきます。

(2) 森林や希少野生生物の保護

クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林

国の天然記念物に指定されているクマゲラ及び国内希少野生動植物種に指定され

ているクマタカ・オオタカ等の生息環境の保全を図るため、これらの生息状況に応じた森林施業を推進します。

また、このほかの希少野生生物種についても、その生息・生育の把握に努め、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した森林施業に努めます。

保護林の拡充

北限のブナを含む渡島半島及び奥尻島の国有林内のブナを主体とする保護林について、より健全な交配や特徴的なブナ林の保護を図るため、周辺林分の現況等を勘案して保護林の拡充を検討します。



奥尻島のブナを主体とする保護林

水生生物に配慮した施業

モデル河川流域において、水生生物の生息・生育環境の保全のため、溪流沿いの保護樹帯の確保、針広混交林化・複層林化、未立木地への植栽、皆伐の回避等に努めるとともに、必要な施設整備については、低ダム群工法等により、魚類等の生息・生育環境に配慮します。

7 国民参加の森林づくり

「直接森林とふれあい、森林の豊かさを理解しながら、森林づくりに参加したい」という声に応えるため、フィールドの提供、技術の指導等を行うなどにより国民参加の森林づくりを推進します。

(1) ふれあいの森

名 称	面積 (ha)	森林管理署
カムバック・ニシン	1	檜山森林管理署
茂辺地川ふれあいの森	2	檜山森林管理署

(2) 遊々の森

名 称	面積 (ha)	森林管理署
なかよし海岸林	8.9	檜山森林管理署
しりうち新世紀の森	9	檜山森林管理署



遊々の森「なかよし海岸林」での森林教室

(3) 木の文化を支える森

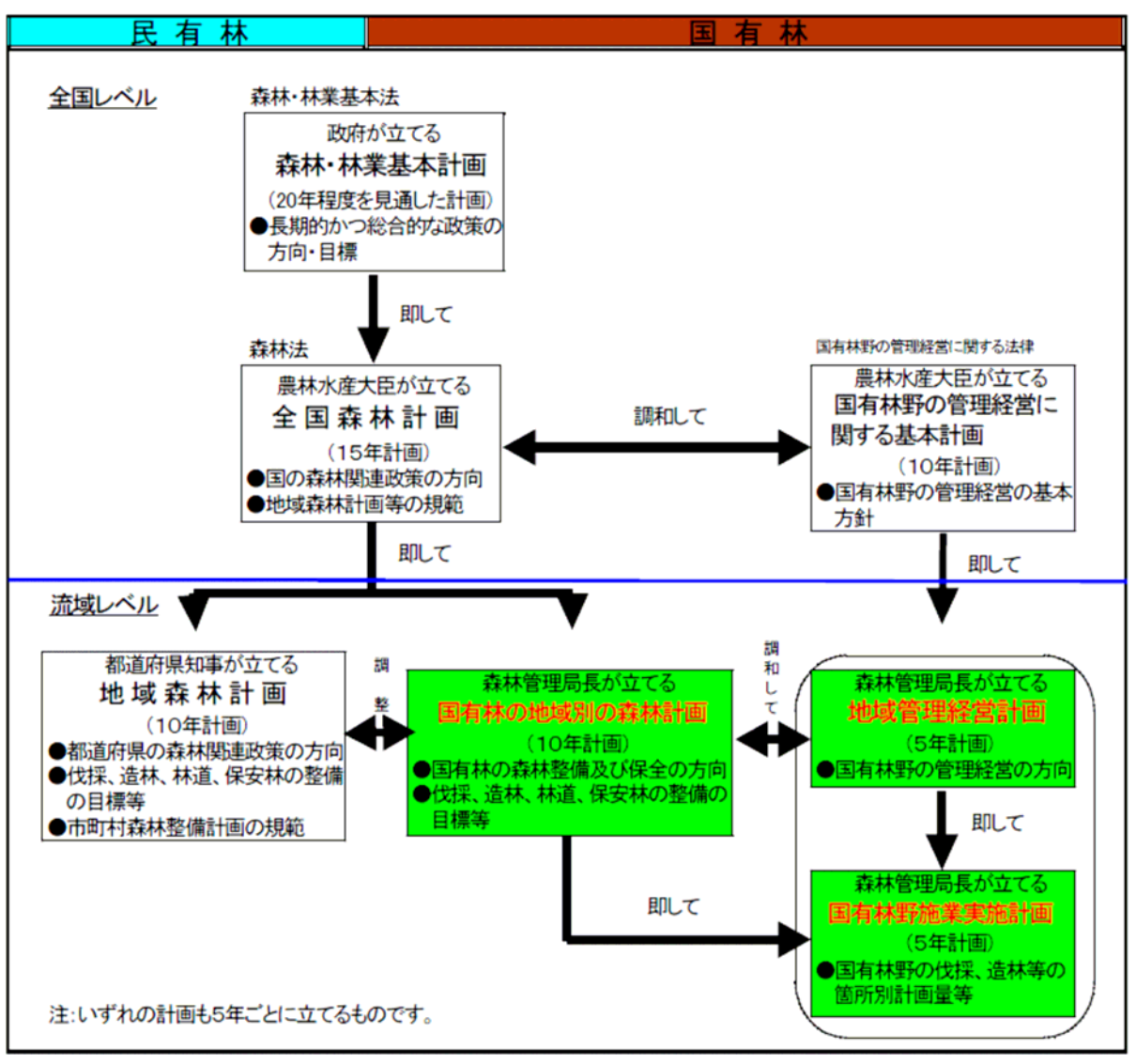
名 称	面積 (ha)	森林管理署
檜山古事の森	5	檜山森林管理署

別紙

国有林の森林計画制度について

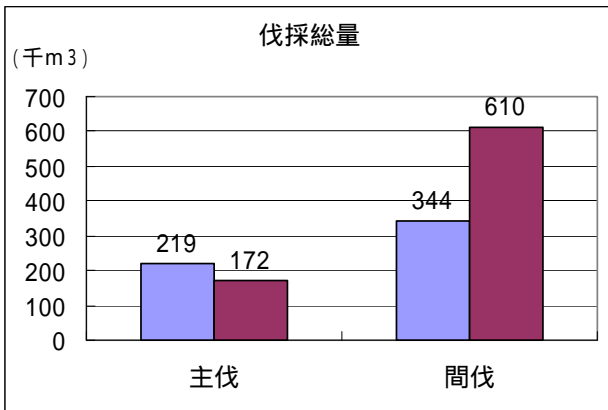
国有林では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、森林の他、林道やレクリエーション施設、貸地といった土地も含めて国有林野の管理経営の方針を「地域管理経営計画」として定めています。また同時に、地域管理経営計画に即して、林小班単位で、具体的な伐採や造林の方法、保護林やレクリエーションの森の設定などを「国有林野施業実施計画」として定めています。

これらの計画はいずれも、5カ年の計画で流域ごとに定めることとなっており、北海道では13の森林計画区に区分され、5年ごとに策定しています。

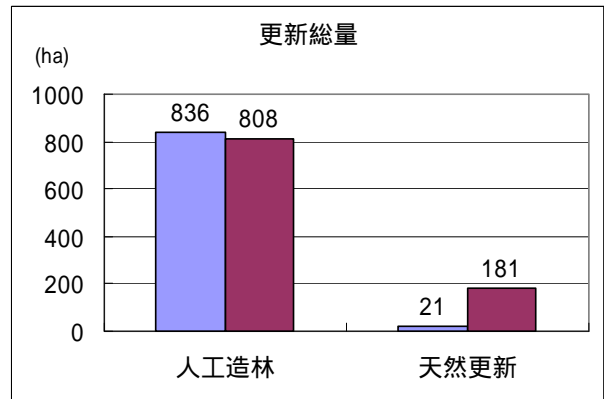


参考 主要計画量の対比

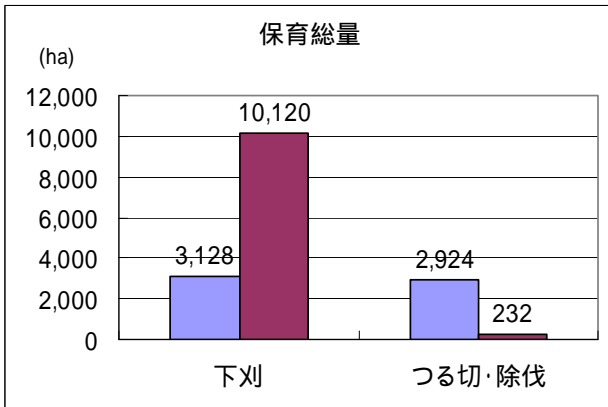
現行計画
 新計画(案)



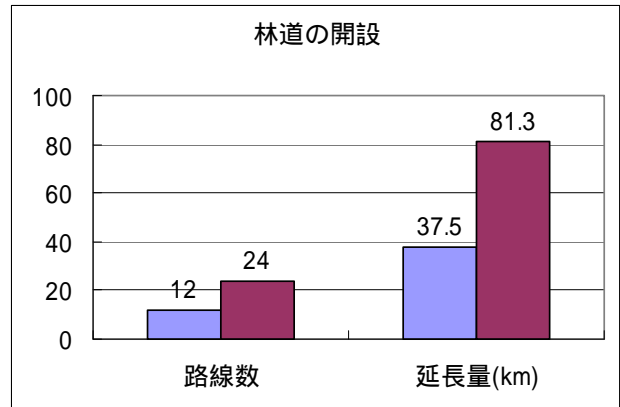
主伐については、面積はほぼ同規模を計画していますが、資源状況から若干計画量を低く定めています。また、間伐については、森林吸収源対策を推進するため、積極的に計画しています。



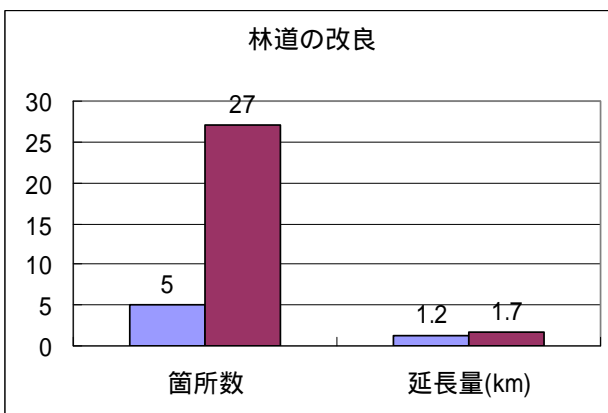
人工造林については、主伐量を踏まえほぼ同規模を計画しています。天然更新については、人工林の択伐によって計画量を増加させています。



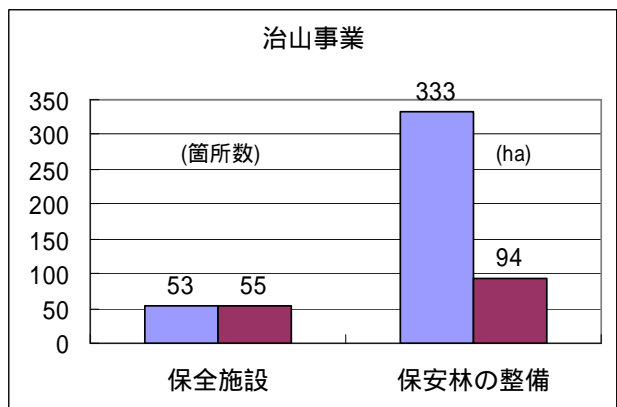
下刈については、複層林の積極的な造成に伴い大幅に増加する計画としています。つる切・除伐については、対象となる林分の齢級配置により大幅に減少します。



林道の開設については、5ヶ年間の事業箇所等を勘案して、必要な箇所を計画しています。



林道の改良については、5ヶ年間の事業箇所等を勘案して、必要な箇所を計画しています。



地すべりの被害地の復旧対策等、保全対象に対する事業の必要性・緊急性等を考慮しつつ、計画しています。